

墨田区消費者ニュース

令和7年3月発行 第220号

消費者センター相談窓口から

予期せぬサブスクの請求にご注意！

【相談事例】

パソコンの操作方法が分からなくなり、インターネットで検索をして「1週間のトライアル期間500円」とあった専門家に質問できるサイトを見つけた。

利用する際に、クレジットカード番号などの登録が必要だったので入力した。

後日、登録したクレジットカードから毎月5000円引き落としがされていたので、サイトの利用規約を確認したら、「トライアル期間が終了すると自動で定額会員になり、毎月5000円が発生します。退会する場合は、マイページまたはサポートセンターに連絡してください。」と書かれていた。

登録した際の情報を控えていなかったため、マイページに入らずサポートセンターの連絡先も分からず、退会できない。自動更新されてしまうので退会したい。



イラスト：いらすとや

【アドバイス】

事例のように定められた料金を定期的に払って受けるサービスを「サブスクリプション（サブスク）」と言います。サブスクの契約においては事業者が定めた手順によって解約手続きを行わない限り契約が自動更新されてしまいます。

～広告・表示をきっかけにサブスクを申し込みする際には～

- ・サービスの内容及び契約条件をよく確認しましょう。
- ・申し込む前に、事業者の連絡先や解約方法の確認をしておきましょう。
- ・申し込み時の登録情報は解約手続きに必要となりますので忘れないようにしましょう。

この事例の場合、消費者センターでサイトを確認したところ、サポートセンターの連絡先と利用規約に「お支払日から30日以内であれば返金を要求することができます。」とあったので相談者に連絡先に返金を求めるように助言し、サイトが返金に応じ5000円が返金されました。

住まいに関わる点検商法の トラブルが増えています

住まいの修理・工事に関わる「悪質な点検商法」に遭遇することがあるので気を付ける必要があります。

分電盤の点検、給湯器の点検、屋根工事（瓦がズレている）、排水管清掃、床下点検・シロアリ駆除・・・住まいに関わることなら何でもあります。

分電盤の点検商法に関する相談が増えています

分電盤の「点検商法」に関する相談が令和6年度に入り急増しています。

分電盤は、内部に屋内配線の安全確保のためのブレーカー等が内蔵されており、一般的に玄関や洗面所などに設置されています。



相談件数は、令和5年度に比べて25倍になっています

分電盤の「点検商法」に関する相談件数は、令和6年11月末時点で令和5年度と比べ約25倍となっており、契約当事者の約8割が70歳以上です。

法令に基づく点検は、事前に書面で案内があり、無料です

家庭の分電盤の点検は、法令に基づき、「無料」で電力会社等が4年に1回以上の頻度で行うことになっていますが、突然訪問してくることはなく、事前に書面で案内があります。また、その場で設備交換等の契約を持ちかける事はありません。

点検作業員は「身分証等」を携帯しています。

こんな手口にも注意しましょう



給湯器の点検

電話や訪問で突然給湯器の点検を持ち掛け、不安をあおって高額な給湯器の交換を迫る手口が多くみられます。

中には、電話口で「自治体から委託を受けた」「契約中のガス会社から依頼された」などと身分を偽るケースもみられます。

屋根の修理

近所の屋根修理に来ている者だが、お宅の屋根瓦がずれているのが見えた・・・雨漏りするかもしれない。

ついでなので、屋根に上がってみてあげる、と屋根にのぼらせて確認させたら、屋根を壊された上、その写真を見せられ、 unnecessary 工事をされて修理費用を請求された。

換気扇をめぐる訪問販売

引越し当日に業者が訪れ、換気扇フィルターや、水回りの防カビ工事をやっているかと訪問され、管理会社関係者と思い、勘違いして unnecessary 契約をしてしまうトラブルが発生しています。

クーリング・オフ

点検商法は訪問販売に該当するため、クーリング・オフ制度が利用できます。

訪問販売による取引は、「法律で決められた契約書面」を受け取った日から8日間以内であれば、工事後でも、書面により申込みの撤回や契約の解除ができます。

クーリング・オフについて
(区公式ホームページ)



悪質業者による点検商法対策

- ・突然の訪問による点検・修理の話、必要がないと思ったらきっぱり断りましょう。
- ・点検後に不安をあおるようなことを言われても、その場ですぐに点検はさせない、契約はしない、一度間を置いて、家族や知り合いの方などに確認をしましょう。
- ・急を要するトラブルに備えて、安心して依頼のできる、信頼できる事業者の情報を普段から確認しておきましょう。

※困ったときは、すみだ消費者センターに相談してください。

03-5608-1773 (月曜日～土曜日 9:00～16:30)

消費生活相談員の出前講座のお知らせ

すみだ消費者センターでは、消費者被害の未然防止のために出前講座を無料で実施しています。

悪徳商法や契約上のトラブルなど消費生活に関することを、専門の消費生活相談員がわかりやすく講義します。

お気軽にお申し込みください。

町会・自治会などの集まりに

- ・最近の悪徳商法の手口とその対策
- ・クーリング・オフの仕組みなど



見守り活動をしている方

- ・訪問時に気をつけるポイント
- ・定期購入等高齢者に多いトラブルなど

学校の授業や保護者会など

- ・ゲーム課金、投資詐欺等若者に多いトラブル
- ・積み立て投資等、資産運用に関する事など



実施日時：平日の9時から16時30分

対象：5名以上の区内団体

会場：各団体でご用意いたします。

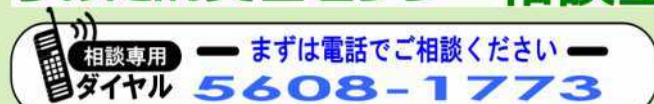
費用：無料

講義時間：1回2時間まで

申し込み方法など、詳しくは、すみだ消費者センターにお問い合わせください。
問い合わせ先 03-5608-1516

イラスト：いらすとや

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分



令和7年3月発行

【編集・発行】すみだ消費者センター（墨田区産業観光部産業振興課）

〒131-0045 墨田区押上 2-12-7 ☎5608-1516